

第6回千葉都市計画事業千葉駅西口地区第二種市街地再開発審査会議事録

1 日 時：平成29年7月31日（月） 午前10時30分～午前11時30分

2 場 所：千葉中央コミュニティセンター 8階 海鷗

3 出席者：（委 員）宮原会長、平澤委員、高橋委員、篠原委員

石橋委員、鈴木委員、株式会社園石委員

（事務局）松本都市部長、那須都心整備課長、大木戸課長補佐

政田主査、浅野主任主事、柴崎技師

4 議 題

（1）第1号議案 管理処分計画の変更について（軽微な変更）

5 議事の概要

（1）第1号議案 管理処分計画の変更について（軽微な変更）

賛成多数のため原案どおり可決された。

（2）その他

事務局より、

- ・当該計画案については、認可及び縦覧を要しない軽微な変更となるため、8月中旬をめどに変更公告を行い、その後千葉県への報告を行う

6 会議経過

次頁以降のとおり

(事務局) 定刻となりましたので、ただ今より第6回千葉都市計画事業千葉駅西口地区第二種市街地再開発審査会を始めさせていただきます。皆さん、本日は暑い中お集まりいただき、ありがとうございます。私は、本日の進行役を務めさせていただきます、千葉市役所都市局都市部都心整備課の政田でございます。よろしくお願ひいたします。

まず開催要件の確認をいたします。本日は所用により澤本委員及び株式会社千葉測器様はご欠席でございますが、委員9名中7名の方にご出席をいたしております。過半数に達しておりますので、千葉都市計画事業千葉駅西口地区第二種市街地再開発事業施行規程第16条第3項の規定により本審査会は成立しております。

なお、今回の審査会の運営方法ですが、権利者の資産等の個人情報が含まれないことから、会議の全部を公開といたします。

傍聴人の方におかれましては、お配りした注意事項をお守りいただき、審査会の秩序の維持にご協力いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

それでは、はじめに施行者千葉市を代表しまして、都市部長の松本よりご挨拶申し上げます。

(都市部長) おはようございます、都市部長の松本でございます。本日はご多忙の中、また暑い中、本審査会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。千葉駅西口地区の市街地再開発事業につきましては、再開発ビル「ウェストリオ」や駅前広場の竣工を経まして、平成26年5月にA工区の完了公告を行っております。

本日はB工区に関する審査でございますが、B工区に関しましては平成26年3月に特定建築者制度を前提とした事業協力者を公募いたしまして、選定の結果「新日本建設株式会社」を事業協力者として決定した経緯がございます。その後、同社からの提案や内部での検討を重ねまして、昨年12月に都市計画の変更について決定しまして、本年6月に事業計画の変更を実施している次第でございます。

本日の審査は、以上をふまえまして、B工区の管理処分計画についてご審議をお願いするものでございます。忌憚のない意見あるいは慎重なるご審議をお願い申し上げまして、開会に先駆けまして私の挨拶にさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

(事務局) 続きまして、宮原会長からご挨拶をお願いいたします。

(宮原会長) 宮原と申します。大変ご無沙汰しております。会長ということで、久しぶりではございますが、お話させていただきます。かなりこの会合は間が空いたかと思いますけども、それだけB工区に関して慎重な検討がなされてきた結果かと思います。先程私も千葉駅に久しぶりに降りまして、大変大きく変わったところを見ました。そういう意味では西口に対して後発する千葉駅の改良が前に進みながら、西口がこれからB工区含めて大きく変わってくるにつれて、千葉駅周辺のまちづくりが大幅に加速されるという意味では、大変重要な今日の会合ではないかと思っております。先程部長のお話にもございましたように、B工区の管理処分計画の変更に関する審議ということになります。都市計画、事業計画等の変更を経ながら今日に至っているというふうに聞いておりますので、皆さんの慎重な審議を是非お願いしたいと思っています。それから、今日は時間も大変

限られておりますので、審議に関しましてご協力いただきたく、よろしくお願ひしたいと思います。

(事務局) 宮原会長、ありがとうございました。それでは、お手元にお配りしている、本日の資料の確認をさせていただきます。はじめに、本日の次第、次に、本審査会の委員名簿と本日の席次表、続きまして、A4フラットファイル、こちらが議案書となります。更に本日の説明資料といましまして、A4横版の資料で右上に資料1と記載してあるもの、続いてA3横版の資料で右上に資料2と記載してあるもの、以上でございます。資料の過不足はございませんか。それでは、ここからの進行につきましては宮原会長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

(宮原会長) それでは早速審議の方を始めさせていただきますけれども、まず初めに、議事録署名人ですが、千葉都市計画事業千葉駅西口地区第二種市街地再開発審査会の運営に関する要綱第8条第1項によりますと、会長及びあらかじめ会長が指名した委員2名と規定されております。今回ご出席されております篠原委員と鈴木委員に議事録署名人をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(篠原委員・鈴木委員) はい。

(宮原会長) どうもありがとうございます。続きまして、前回の審査会以降の再開発事業の状況につきまして、事務局からご報告をお願いします。

(事務局) 都心整備課長の那須でございます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。説明は座ってさせていただきたいと思います。失礼いたします。

それでは、さっそくですが前回の審査会から現在までの事業の状況についてご報告させていただきたいと思います。お手元にお配りの資料1の内容になりますけれども、同様の内容を前面のスクリーンに写しますので、そちらをご覧いただければと思います。また見づらい場合には、資料にてご確認いただければと思います。

それでは説明に入らせていただきます。まず始めに、再開発事業の現状についてでございます。資料では3ページとなります。写真は平成29年7月時点の再開発地区の現状となります。黄色の枠で囲ってある部分が全体の再開発事業の区域となります。赤色の枠で囲っております部分がA工区となります。A工区は先程ご挨拶でもありましたとおり、平成25年9月30日に竣工いたしまして、同日付で建築工事の完了公告を行い、ウェストリオとして10月1日から供用を開始しているところでございます。また翌年の平成26年3月には駅前広場、ロータリー、ペデストリアンデッキ等の全工事が完了し、同年5月にA工区の完了公告を行っております。続いて、青色で塗りつぶしている部分がこれから整備予定のB工区となっております。

次にB工区の事業の経過についてでございます。資料では4ページとなります。平成25年11月15日からB工区における事業協力者の公募を開始し、提示された事業企画提案を選定し、平成26年3月27日にB工区の事業協力者を「新日本建設株式会社」に決定したところでございます。この事業協力者からの事業提案内容をふまえ、市街地再開発事業等の内容を変更するため、平成28年11月7日に都市計画審議会を開催し、平成28年12月9日に都市計画の変更と決定の告示

を行ったところでございます。変更した内容の詳細につきましては、後ほどご説明させていただきたいと思います。その後、平成29年3月7日に都市計画の変更に伴う事業計画の変更を、更に平成29年6月28日には近隣環境に配慮したB3棟の配置変更に伴う事業計画の変更を行ったところでございます。

次に、B工区における事業の概要についてご説明させていただきたいと思います。資料では5ページとなります。事業協力者である新日本建設株式会社から提案のありましたコンセプトといたしましては、健康福祉を実現するまちづくりということで、総合病院や商業のほか、住宅、健康づくり、保育など多機能な用途を導入することで、都市に賑わいや、多世代の人々が集いにぎわうまちづくりを実現し、より一層の土地の有効利用と都市機能の更新により、千葉駅西口駅前に相応しい市街地の形成を図ろうとするものでございます。本市ではこのコンセプトを基に関係機関等と協議を進め、施設建築物の配置や導入機能を検討して参ったところでございます。

次にB工区の計画配置についてご説明いたします。お手元の資料では6ページとなります。図の上側が北となっております。JR千葉駅は右上に位置しております。B工区は図面左側の青枠で囲まれた区域となります。B工区の配置計画は施設建築敷地に建物を3棟配置する計画となっており、北側から高層部のB1棟、中央に立体都市計画公園を配置した低層部のB2棟、南側に中層部のB3棟で構成されております。施設建築敷地の外周には区画街路を整備いたします。また、千葉駅から施設建築物へ直結のペデストリアンデッキを配置し、地上3階レベルにおける歩行環境の充実を図って参ります。

次に立面図にて各施設建築物の用途についてご説明いたします。資料では7ページとなります。図面の左からB1棟、B2棟、B3棟となっております。B1棟は店舗、保育施設、スポーツクラブ、住宅からなる複合用途を計画しております。B2棟は公共の自転車駐車場や路面店舗、屋上には立体都市計画公園を計画しております。B3棟は総合病院を計画しているところでございます。

次のページとなります。こちらがB工区の完成イメージ図となっております。資料では8ページでございますが、B工区の事業概要の説明につきましては以上となります。

(宮原会長) どうもありがとうございました。今の説明について何かご質問はありますか。

(石橋委員) はい。3ページと6ページを見ると、A工区の範囲が違うのではないかと思います。6ページではウェストリオ1、2、3棟全て入っていて、3ページでは入っていないですね。しかも隣のビルのホテルが区域に入っているように見えるが、写真だから見えにくいだろうけど、素人目には判断がつかない。

(事務局) 大変申し訳ございません。写真の方ではウェストリオが入っていないように見えますが、写真に区域線を書いてるので、上手く表せませんでした。

(石橋委員) それは分かってるが、手前のサンシティホテルまでは区域に入っているように見える。

(宮原会長) これは多分地面を書いてるんでしょうね。

(事務局) おっしゃるとおりです。大変見づらい図で申し訳ございません。

(石橋委員) それでは6ページと同じプランということですね。分かりました。

(宮原会長) 他に意見がなければ、議案審議の方に入させていただきたいと思いますけども、よろしいでしょうか。

(委員一同) はい。

(宮原会長) それでは、第1号議案の管理処分計画の変更についての審議に入させていただきます。事務局より内容の説明をお願いします。

(事務局) はい。それでは第1号議案「管理処分計画の変更」についてご説明させていただきます。今回の議案ですが、都市再開発法の第118条の10の規定において準用いたします、同法84条第1項の規定におきまして管理処分計画を決定、また変更する場合には再開発審査会の議決を経なければならないと規定されておりのことから、皆様方に今回お諮りするところでございます。

それでは、スクリーンでご説明させていただきます。スクリーンをご覧ください。資料では9ページとなります。今回の変更理由は大きく3点ございまして、1点目は特定建築者制度の活用、2点目は賃借権の設定に伴う管理処分方式の変更、3点目は事業計画の変更に基づく設計概要等の変更でございます。

1点目の特定建築者制度の活用につきましては、事業費の削減や民間ノウハウを活用するため、B工区においてもA工区と同様に特定建築者制度を活用するものでございます。

続いて2点目の賃借権の設定に伴う管理処分方式の変更についてでございます。資料では10ページとなります。現在のB工区の管理処分計画の方式は「原則型」で、施設建築敷地及び施設建築物のすべてを千葉市が所有することになっておりますが、計画の見直しにより施設建築敷地は千葉市が所有し、特定建築者に賃借権を設定することといたしております。賃借権の設定を前提とする場合においては、管理処分方式を都市再開発法第118条の25の3に規定する「特則型」に変更する必要があります。「特則型」へ変更するためには譲受け希望者等の全員同意を得る必要がありますけども、B棟への譲受け希望者等がいないことから、全員同意したものと見なしまして、管理処分方式を「特則型」変更するものでございます。

次に事業計画の変更に基づく設計概要の変更についてご説明いたします。資料では11ページとなります。B工区の施設建築物についてはB1棟の商業棟、B2棟の公園棟、B3棟の病院棟からなる設計といたしました。区画街路については建築敷地の大街区化により幅員と延長を変更してございます。新千葉公園につきましては、B2棟屋上へ配置する立体都市計画公園といたしております。自転車駐車場につきましては、B2棟の1階の一部と2階へ整備することとしております。立体歩道施設につきましては、A工区から伸びるペデストリアンデッキを施設建築物に直結させることで回遊性を持たせて参ります。事業計画の変更理由としましては、施設建築物や公共施設の設計を見直したことによるものでございます。

次に施設建築物の変更についてご説明いたします。資料では12ページとなります。変更前の左側の図面ですけれども、施設建築物のB棟は地上19階、地下4階で、主要用途としては店舗、事務所等としておりました。変更後ですが、北側に商業施設、保育施設、住宅施設を備えた地上15階建てのB1棟、そして中央に公共自転車駐車場や、屋上に立体都市計画公園を備えた2階建てのB2棟、南側に総合病院として地上9階建てのB3棟を配置する計画に変更しております。

次に区画街路の変更についてご説明いたします。資料では13ページとなります。まず、千葉市道の新千葉37号線でございますが、変更前の区画街路ではB工区の南側から新千葉公園との間を抜けて図の左上、地区の北西側へ抜ける計画でありましたが、変更後は起点を変更したことから街路の延長及び幅員が変更となったものでございます。次に千葉市道の新千葉40号線すけども、当該区画街路は変更前の図の左下、地区の南側に隣接する道路でございますが、変更後は施設建築敷地の大街区化に伴い、40号線の延長を変更するものでございます。なお、幅員についての変更是ございません。次に千葉市道の新千葉38号線すけども、当該区画街路は変更前にはございませんが、変更後の図では右下、地区の南東に隣接する既存道路で、現在千葉市道の新千葉38号線として指導認定されておりますことから、この認定名称をそのままとするものでございます。

次に新千葉公園と自転車駐車場、立体歩道施設であるペデストリアンデッキについてご説明いたします。資料では14ページとなります。新千葉公園では地域住民の方々や来街者の方々にも利用しやすく、西口に活気と賑わいをもたらすような公園とするため、地区の中心に配置するB2棟の屋上に整備するもので、地上からはエレベーター・階段でアクセスできるほか、JR千葉駅やウェストリオからはペデストリアンデッキによりアクセス出来るものです。また、現在、JR千葉駅の駅舎・駅ビルの建て替えが行われており、駅ビルが既設のJR千葉駅西口自由通路やペデストリアンデッキと接続されるなど、地上3階レベルの歩行環境が充実するとともに、公園への歩行者と車を分離することで、安全・安心にも配慮しようとするものです。

また、B2棟の2階と1階の一部は、自転車駐車場を整備することとしております。事業計画の変更概要については、以上でございます。

続きまして、管理処分計画の変更概要についてご説明します。お配りしました右上に議案書と記載された青いファイルが今回変更するB工区の管理処分計画書でございます。内容につきましては、お手元に配布してございます、A3の資料2にて、ご説明いたします。資料2をご覧ください。

まず、管理処分計画の方式及び様式につきましては、賃借権の設定を前提とすることから、原則型の様式第21から特則型の様式第21の2に変更いたします。

次に、表の左側に番号がございますが、番号の（一）です。変更項目として、「建築施設の部分を譲り受けることとなるもの」を記載するため、下段に記載の「施設建築敷地又は施設建築物に関する権利を譲り受けることとなるもの」に変更するもので、いずれの場合においてもB工区には譲り受け希望者等がいないことから該当はなしとなります。

次に（二）ですが、変更前は、施設建築敷地および施設建築物のすべてを千葉市が所有することになっておりましたが、変更後の施設建築敷地については、賃借権を設定するものです。敷地の面積については、記載のとおりとなります。下段の施設建築物については、B1棟、B3棟が特定建築者に帰属し、B2棟については、店舗部となるB2-1を特定建築者、自転車駐車場となるB2-2を千葉市がそれぞれ区分所有するものです。

次に、（三）についてですが、変更前の原則型では、項目の「過小床」は、譲り受け希望者等が

いないため「該当なし」でありましたが、変更後の特則型では、「管理処分の内容」を記載することになっており、管理処分の方式では、特則型とし、譲受け希望の申し出をしたものに対する事項については、譲受け希望の申し出をしたものはないこと、施設建築敷地に関する事項については、賃借権を設定し、賃借人が特定建築者、賃貸人が千葉市となり、賃料については特定建築者と千葉市で協議することとしてあります。また、賃借権の持分については、区分所有となるB2棟においては立地の位置を考慮し、店舗の価値を自転車駐車場の価値に対し1.35倍としています。

次に、(四)の「特定事業参加者に関する事項」については、変更前、変更後共に該当なしで、変更はありません。

次に、(五)の「工事完了の予定時期」については、清算期間を含み、平成33年3月としてあります。

次に、(六)「公共施設に関する事項」については、先ほどご説明した区画街路の配置変更に基づき変更いたします。なお、この項目は土地の帰属に対するもののみ記載するため、B2棟に整備する新千葉公園や自転車駐車場については土地の帰属がないため、参考として記載しています。

次に、(七)「立体道路の整備に関する事項」は変更前、変更後とも該当なしで、変更はありません。

各施設建築物の一部の室内仕上げ表については、議案書のその他に記載のとおりで、詳細は割愛させていただきます。

第1号議案の「管理処分計画の変更について」の説明については、以上です。

(宮原会長) どうもありがとうございます。それでは本日の議題であります管理処分計画の変更説明につきまして、何かご質問等ございましたら、いただけますでしょうか

(石橋委員) はい。西口再開発区域としてA工区とB工区に分けましたが、本日ここで会議が開かれているということは、やはりその一体性もあるということですね。ここで書かれていることについては、法律的にすべて要件を満たしていると思いますが、やはりこれからやる事業者と、A工区の事業者とのエリアマネジメントという地域のエリア管理・運営についての会を作る、またそういう制度を作るとか。強制力はないかもしれないが、そういうものを計画的に実施する。例えばカラーコントロール等のデザイン上の決めごとをする時に、皆で相談するような機会を作る意図はないのか。

(宮原会長) 今の石橋委員のお話について何かご回答ありますか。

(事務局) はい。この審査会が終わりましたら、今後特定建築者の公募選定の手続きに入る予定でございます。現在その公募要項の方を作成しているところですが、この要項の中にはA工区でも様々なまちづくりの試みをされていることは市の方で把握しているので、そちらと調整や協議をしてほしいという要望を書く予定でございます。現在、特定建築者の決定は年内若しくは来年の1月くらいを予定しておりますけども、ご要望のありました内容は、市の方でも同じく思っておりますので、決定しましたら特定建築者の方に伝えまして、西口再開発事業区域全体として、若しくは周辺の部分に普及するようなまちづくりについて一緒に協力していきたいと思っております。以上で

ございます。

(石橋委員) ペデストリアンデッキですが、再開発事業で行う部分があるかと思うんですけども、それもやはり一体的にやらないと。照明や、表示、カラー等についても、A工区とB工区を分けたとは言え、ペデストリアンデッキでは繋がっているものですから、その辺についても千葉市のご配慮を今回挙げさせていただきます。

(宮原会長) それについて何かございますか。

(事務局) はい。ペデストリアンデッキにつきましても既にA工区の方でできあがっているものでございますが、同じような景観を見出すような形で作成していきたいと思っております。また、B工区が現在のペデストリアンデッキよりも奥の方にできますので、この辺りは来街者の方、主に千葉駅、地上レベルからいらっしゃる皆様が迷わないような案内等はしていきたいと思っております。また今回ご説明しましたペデストリアンデッキは市の方で整備する予定ですが、平成26年3月に決定しました事業協力者である新日本建設からの提案では、B1棟の建築物の一部として、ペデストリアンデッキへ繋げるという提案がありましたので、その内容を踏まえた上で事業計画等の変更をしております。その結果、西口のペデストリアンデッキやその建築物に接続するデッキにより、駅前広場を中心に円を描くような形で、歩行環境を整えるようになりますので、やはりその観点からも、来街者の皆様が迷わないような環境づくりはしていきたいと思っております。以上です。

(宮原会長) 私の方からよろしいでしょうか。14ページを見ると、青い矢印の部分がそういう形ということでしょうか。

(事務局) ペデストリアンデッキを接続する部分が市で整備するというお話を差し上げたところで、一方建築物の一部を既存のデッキへ接続し整備するもので、3階レベルで回遊性を持たせたルート設定としてあります。

(宮原会長) そうすると、奥の方は違うのですか。

(事務局) こちらに関しては、多くの地域住民の方がいらっしゃいまして、公園が3階レベルにできあがりますので、1階からエレベーターや階段を使って上まで上るというイメージで書かせております。エレベーター、階段はこの1階、2階、3階すべてに繋がっておりますので、自転車駐車場の利用者の方もご利用になって3階に行きやすくしているという形になります。

(石橋委員) 私からもう一つ。病院の計画がかなり大幅に変更されていると思うんですね。当初は病院棟が建つ敷地の一番端の方は公園だったと思うんですけども、公園を上に持ってくるという、ある意味イレギュラーな、どちらかと言えば平場の方が公園は使いやすいんですけども、何で私が今それを説明したかというと、病院の配置を移動して、平場のままで済ますっていう方法はなかっ

たのかという素朴な疑問なんですけども。

(宮原会長) 今の話の順番からしますと、本日の議題は管理処分計画の変更となっていますので、後戻りなってしまいますから、変更の経緯を踏まえて事務局からご説明いただければと思います。

(事務局) それではこちらの図の方でご説明させていただきます。今お話をありました従前の公園とは、変更前の平場の公園のことだと思います。今回この計画を作るにあたりまして、駅前で高度利用したいということもありました。それがまず一つと、今現在ＪＲ千葉駅で駅ビル、駅舎の建て替え等が進んでおりまして、こちらの画面には映っておりませんが、今後ＪＲ千葉支社の跡地が更地化され、開発されることを考えますと、駅に来街者がとても増えてくるだろうと、更に商業施設に向かって自動車、バイク等の地上での交通量が増えてくることが考えられます。公園利用者や地上レベルを歩かれる歩行者の安全、更に来街の方達が利用しやすく、地域住民の方達も利用しやすい公園というものを考えたところ、駅にいらっしゃった皆様がそのままデッキで繋がった先にある公園というのは非常に見やすく、利用しやすいですし、歩車分離という観点からも安全性が確保されるだろうというものを兼ね合わせて考えた結果、こちらのB2棟の屋上部分に公園を整備するという計画としてあります。

(石橋委員) ペデストリアンデッキからのアクセスはどのようになるのか。

(事務局) 駅ビルの方から中央改札を出て、正面のコンコースから南口の方に歩いて行かれますと、そごうの方に行けるのですが、そちらからウェストリオ側の方にも今年の9月7日でデッキが完成しまして、非常にアクセスがよくなることから、当然地上の道路部分もどうするかということは今後も課題として市も考えなければいけないと思っておりますが、今後3階レベルの歩行環境が充実するということを考えますと、アクセスしやすいのは地上レベルより3階レベルかなということを考えてございます。

(石橋委員) もう一つ。私が聞きたいのは病院を高層化することによって、現計画を維持できなかったのかという質問なんですけども。

(事務局) 病院に関しては、スライドで言いますと5ページ。事業協力者からの提案があつた時点の病院棟の計画になりますが、この時点で既に9階建てという提案であり、これについては病院事業者にもヒアリングをして、この階数を決めているとのことです。では、なぜこの階数に決まったか申し上げますと、こちらには書いてございませんが、病院としては180床程度の病院を考えていると聞いてございます。今後、病院の中でのオペレーション、看護師さん、医師さんの動きを考えた結果、あまりに上下移動が多いと救急車で搬入されてくる重症患者等の対応についても、遅れが出てしまうことが考えられまして、最高9階までということを聞いたうえで、この事業協力者からの提案がありました。よって、市の方でも事業計画を策定するにあたっては、9階までが妥当と判断し、このような計画にしております。

(石橋委員) 今の話を整理すると、病院内で人が上り下りする頻度が高いので効率が悪いという点と、救急車から重症患者を搬入する際に不利ではないかという点ですね。

(宮原会長) 前回から今回までの間にずいぶん変わってきたのが、立体都市計画公園が普通の公園と同様に捉えられてきていることが大きい。立体都市計画公園そのものが大変増えてきている。それから個人的な観点で見ますと、この新千葉公園は今回の計画の方がA工区、B工区含めた中の中心になってくるということだと思うんですね。それから、もう一つ大きなことは当初の計画と用途が変わってきたこと。住宅や病院等のコミュニティ的な用途になってきているということからも、配置そのものが、大変適正ではないかと。今回の再開発区域全体を見たときに、このような配置になるのではないかと個人的には見てました。

他に何かご質問等ありますか。

(平沢委員) はい。駐輪場の計画が2階になっているけども、2階部分にはどうやって上がるのですか。

(事務局) 1階にスロープと階段を設置し、自転車を上まで運べるように計画しております。また、最近はスロープの横に電動のベルトコンベアを設け、自転車だけそのまま機械の力で上まで運ぶことができるため、今回はその機能を備えた計画にする予定でございます。

(平沢委員) もう1問。事業協力者としてどのような病院を誘致するのか。

(事務局) 事業協力者がメインで話を聞いてる病院事業者はいらっしゃいます。

(平沢委員) そうですか。医師会に調整するのは難しいのではないかと思いますけどね。

(事務局) そうですね。病院は移転、移設、新設等に色々と制限がございますので、その部分を勘案したうえで、こちらに誘致可能な病院と協議を進めているところです。

(宮原会長) 他に質問あるでしょうか。

(石橋委員) 病院を設置する時は、医師会からも意見が出るものなのでしょうか。

(事務局) 医師会からの意見は、市の方では直接伺ってはいないのですが、県の方でエリアごとに病院の設置条件としてベッド数を定めており、その条件が3年か5年ごとくらいに変更しておりまして、そのエリア内のベッド数の上限が守られる限りは、エリア内での新設、移設、移転等は基本的には問題ないと伺っております。

(宮原会長) もし他に質問がないようであれば、本変更につきまして、審査会の皆様に採決という形をとらせていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

(審査員一同) 異議なし

(宮原会長) それでは、ご説明いただきました管理処分計画の変更につきまして、審査会としての採決をしたいと思います。変更に関して賛成の方、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

ありがとうございます。それでは賛成多数ということで、本日の管理処分計画の変更につきましては、審査会として議決したということにさせていただきます。議案は以上でございますので、この後は事務局の方からよろしくお願ひします。

(事務局) はい。皆様方には、慎重なご審議と、ご賛同を賜り、ありがとうございました。

それでは、ただいま議決いただきました管理処分計画案の今後の取り扱いの流れについて、ご説明させていただきます。当該計画案につきましては、認可及び縦覧を要しない軽微な変更となりますので、8月中旬をめどに変更公告を行い、その後、千葉県へ報告したいと考えております。事務局からは以上です。

(宮原会長) どうもありがとうございました。それではこれをもちまして、審査会の議事がすべて終了ましたので、進行を事務局よりお願ひします。

(事務局) 宮原会長、ありがとうございました。以上をもちまして本日の審査会は閉会とさせていただきます。委員の皆様には長時間にわたり、慎重なご審議ありがとうございました。本日は、お忙しいところお集まりいただきありがとうございました。

上記、議事要旨は事実と相違ないと確認し、ここに署名・押印する。

議事録署名人

会長

印

委員

印

委員

印